

地域保全型工事实施マニュアル

制定 平成 25 年 3 月 29 日伺定
(平成 25 年 4 月 1 日実施)
令和 5 年 3 月 12 日伺定
(令和 5 年 4 月 1 日実施)
令和 8 年 6 月 19 日伺定
最終改正 (令和 8 年 7 月 1 日実施)

このマニュアルは、地域保全型工事实施要領（以下「要領」という。）に基づき、地域貢献地元企業の認定及び地域保全型工事の発注手続き等を行うための具体的な方法を定めるものとする。

1 地域貢献地元企業の認定要件について（要領第 3 関係）

- (1) 地域整備部長等は要領第 3 第 3 項(2)について、例として次のような活動を設定することができる。
 - ・ 防災協定等による災害時の県への応援活動
 - ・ 地域の安全・安心を支える活動（こども 110 番の家、高齢者世帯の雪下ろし、地域清掃ボランティアなど）
 - ・ 地域貢献に関わる新分野進出（農業、環境分野など）
 - ・ 地域における人材育成活動（地域を担う人づくり、インターンシップなど）
 - ・ 消防団に対する協力活動（消防団協力事業所として市町村から認定を受けた場合に限る。）
 - ・ 地域貢献に関わる、SDGs 達成に向けた取組（新潟県 SDGs 推進建設企業登録制度又は新潟県 SDGs 推進企業登録制度の認定を受けた者に限る。）
- (2) 地域整備部長等は、当該地域整備部管内における地域貢献地元企業の認定に必要な次の情報を、要領第 5 第 2 項に規定する定期申請の開始日前までに新潟県ホームページ等で周知するとともに、新潟県電子申請システムにおける申請ページを整備する。
 - ・ 要領
 - ・ 要領第 3 第 2 項(2)に規定する営業所に係る認定要件
 - ・ 要領第 3 第 3 項(2)に基づきあらかじめ定めた地域貢献に関わる活動の詳細
 - ・ 別紙 1 申請書及び申請に必要な添付書類（以下「申請書類等」という。）
 - ・ 申請方法 など
- (3) 地域整備部長等は、特に必要な事情がある場合、すでに認定した地域貢献地元企業に不利益を及ぼさないよう十分配慮したうえで、前号により周知した認定に必要な情報の見直しを行うことができる。この場合、定期申請年の翌年の 3 月 31 日を期限として、速やかに新潟県ホームページ等で周知するものとする。

2 地域貢献地元企業の認定の手続き（要領第 4 関係）

- (1) 地域整備部長等は、要領第 4 第 2 項に規定する照会を、当該実績が行われた場所を所管又は担当する所属長に対して、別紙 2 により行う。

なお、当該実績が行われた場所を所管又は担当する所属長とは、要領第 2 第 1 項(3)から(5)に規定する区域を所管又は担当する所属長をいい、照会は各所属の庶務担当

課に送付する。

- (2) 前項により照会を受けた所属長は、各申請における活動実績を審査し、別紙3により地域整備部長等に回答する。
- (3) 要領第4第4項に規定する申請者への通知は、別紙4により行う。
- (4) 要領第4第5項に規定する監理課建設業室長への報告は、別紙5により行う。
- (5) 監理課建設業室長は、要領第5に規定する認定期間前に、認定を受けたすべての地域貢献地元企業を関係所属長に対し周知する。

3 地域保全型工事の発注（要領第7関係）

発注者は、要領第7第3項に規定する条件について、発注時に以下のとおり特記仕様書で示すこと。

(1) 下請負する場合

- ① 工事の品質確保、安全性の確保、公正な契約締結の促進及び適切な労働条件の確保を図るため、下請けは二次までとする。
- ② 工事を落札した建設業者（以下「直接元請負人」という。）は、原則として、管内に本店又は支店を有する下請負人へ下請負すること。また、再下請負する場合も同様とする。
- ③ 直接元請負人は、④及び⑤の条件の履行の確保を図るため、工事現場毎に、一次下請負人及び二次下請負人を指導する責任者（以下「下請負人指導責任者」という。）を配置し、下請負人指導責任者配置届（様式1）を工事着手届に併せて監督員へ提出すること。ただし、下請負人指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。
- ④ 直接元請負人は、自社及び下請負人に対して、一括下請負の禁止、建設工事の現場における専任技術者の設置、適切な下請取引の確保等に係る建設業法の規定を遵守させること。また、「施工体制チェックリスト」（様式2）、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」（様式3）により、建設業法令遵守状況を点検すること。
- ⑤ 直接元請負人は、技能労働者の労働条件の改善を図るため、一次下請負人及び二次下請負人に対し、社会保険・労働保険・建退共等への加入について指導すること。また、賃金については、公共工事設計労務単価と比べて合理的理由なしに著しく下回ることはないよう指導すること。
- ⑥ 直接元請負人は、下請負人に対して建設業退職金共済証紙又は退職金ポイントを適正に交付若しくは充当するとともに、工事請負契約締結後原則1か月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注機関へ「建設業退職金共済証紙購入状況報告書（地域保全型工事用）」（様式4-1及び様式4-2）又は「建設業退職金共済退職金ポイント購入状況報告書（地域保全型工事用）」（様式5-1及び様式5-2）を提出すること。
- ⑦ 直接元請負人は、県の前金払い・中間前金払い・部分払い制度及び「地域建設業経営強化融資制度」などを積極的に利用することにより、下請負人の資金需要に対し、的確かつ迅速に対応し、請負代金等を巡る紛争が生じないように努めること。
- ⑧ 直接元請負人は、下請契約を締結したときは、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注機関へ提出すること。

(2) 下請負しない場合

工事請負契約締結後原則 1 か月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則 40 日以内）に、発注機関へ「建設業退職金共済証紙購入状況報告書(地域保全型工事用)」（様式 4－1）又は「建設業退職金共済退職金ポイント購入状況報告書(地域保全型工事用)」（様式 5－1）を提出すること。